

**[記載例]**

第二東京弁護士会 御中

2022年度 公益活動等 申告書  
 申告対象期間 2022年4月1日～2023年3月31日

1	枚目
会員氏名	〇〇〇〇
登録番号	〇〇〇〇
申告日	年 月 日

番号欄には「公益活動等申告書」提出にあたっての留意事項①～⑫の番号を記載してください。  
 公益活動の内容欄には、〇〇委員会〇〇部会、〇〇協会などと記載してください。  
 弁護士会での公益活動については、連絡先・活動の内容の記載は不要です。

番号	公益活動の内容(団体・個人名等)	連絡先(担当部署、電話番号)	活動の具体的内容等 報酬を受領している場合は、低額性の判断のため、時給換算の金額を記載して下さい	活動日又は期間	活動時間
①	当番弁護※1	(弁護士会での公益活動については、連絡先・活動の内容の記載は不要です。)	三田警察署での接見	2022/4/10	2.5時間※1
③	消費者問題対策委員会 〇〇部会	(弁護士会での公益活動については、連絡先・活動の内容の記載は不要です。)	5月1日の〇〇部会に出席※2	2022/5/1	2 時間
その他の活動内容の記載例					
⑧	区役所での法律相談	〇〇区総務課担当〇〇氏(電話:3111-2222)	区民法律相談(時給換算6,000円以下)※3	2022/6/10	4 時間
⑨	JICA※4	担当:〇〇氏(電話:〇〇)	××××の業務	2022.7.10～12.15	99時間※5
⑩	オレオレ詐欺被害者のための無料法律相談	弁護士有志:〇〇法律事務所(電話:〇〇)	無料での電話法律相談※6	2022/8/10	3 時間
合 計 時 間					4.5 時間
従事した時間が10時間に満たない場合の不足時間(1時間未満切り上げ)					6 時間
不足時間に相当する負担金(5,000円×不足時間)					30,000円

**法律扶助事件(日本司法支援センター「法テラス」扱いの事件。持込事件を含む。)を受任された場合は、下記にチェックをしてください。**

■ 法律扶助事件 (法テラス援助決定日) 平成 年 月 日

- ※1: 受任に至らない当番弁護の場合、申告が必要です。当番弁護に限り、往復時間や勾留場所での待時間も算入できます。
- ※2: 二弁委員会全体会の出席時間に関しましては当会では時間数の換算は行いませんので、都度報告をお願いいたします。出席1回を2時間の活動とみなします。部会、PT、協議会の出席に関しては当会では時間数の換算は行いませんので、都度報告をお願いいたします。出席1回を2時間の活動とみなします。
- ※3: 報酬を受領している場合は、低額性の判断のため、時給換算の金額を記載してください。(おおよそ7,000円以下が目安です)
- ※4: 人権擁護等の団体(会規2条3号ウ、実施規則5条は例示列举)については、公益活動の手引きに具体例を示しています。
- ※5: 100時間以上の活動はシステムに登録できませんので、99時間と記載してください。
- ※6: 事件受任や弁護団結成の契機として行われたものは、低額性等の要件を満たす必要があります。